

令和5年第4回定例会（令和5年12月19日）

観光建設水道委員会委員長（穴井 宏二 委員長）

去る12月8日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第112号 令和5年度 別府市一般会計補正予算（第8号）」関係部分、ほか12件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、「議第112号 令和5年度 別府市一般会計補正予算（第8号）」関係部分についてであります。

観光課関係部分、温泉課関係部分及び産業政策課関係部分では、指定管理者の指定に伴う債務負担行為を計上する旨の説明がなされました。

次に、都市計画課関係部分では、楠銀天街のアーケード撤去と並行して実施する道路整備の繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、アーケード撤去の工期について質疑がなされ、延長が300メートル以上あることから段階的に進めていき、来年12月までを予定しているとの答弁がなされました。

最後に、都市整備課関係部分では、道路維持事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律により、施工時期の平準化の取組が発注者の責務とされていること等による債務負担行為及び令和5年6月29日から7月11日の梅雨前線豪雨により被災した市道の災害復旧関連経費を補正計上しようとするものとの説明がなされ、最終的に、「議第112号 令和5年度 別府市一般会計補正予算（第8号）」関係部分については、当局説明を適切、妥当と認め、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第114号 令和5年度 別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）」関係部分についてであります。

歳入では、発売金の売上げ増に伴い40億1,410万円を増額するもの、歳出では売上げ増に伴う各種開催経費と市制100周年記念プレイベントとして開催する競輪の広告費を補正計上しようとするものとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、条例議案4件についてであります。

「議第124号 別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について」、「議第125号 競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について」、「議第126号 別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」及び「議第127号 別府市競輪事業建設改良基金条例の制定について」は、アナログ車券からデジタル車券へと時代の変化に対応するため、地方公営企業法の規定を全部適用し、公営事業部から公営事業局へ組織の改編を行う

ものとの説明がなされました。

その上で、「議第124号 別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について」は、競輪事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることにより、競輪事業の目的をよりよく実現するために、条例を制定しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第125号 競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について」は競輪事業管理者の給与及び旅費を定めることに伴い、条例を制定しようとするものとの説明がなされました。

次に、「議第126号 別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」は、公営事業局企業職員の給与の種類及び基準を定めることに伴い、条例を制定しようとするものとの説明がなされ、委員から、職員採用、財政等に関して、今後も市の関係各課としっかりと協力体制を構築していくとともに、労働安全衛生法等を確認しながら組織改編を進めていくよう意見がなされました。

最後に、「議第127号 別府市競輪事業建設改良基金条例の制定について」は、競輪事業に地方公営企業法の規定を全部適用し、企業会計を導入することに伴い、建設改良費の財源に充てるため、既存の基金条例を廃止し、新たに別府市競輪事業建設改良基金を設置することに伴い、条例を制定しようとするものとの説明がなされました。

委員から、「議第124号」から「議第127号」に関連して、公営事業局へ組織改編することによるメリット・デメリットについて質疑がなされ、企業会計導入により経営状況が把握しやすくなり、迅速な経営判断と対応ができる一方、必要な人員が増えることに伴い、人件費の増加が見込まれるとの答弁がなされました。

その他、るる質疑等がなされましたが、以上4件の条例議案については、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案7件についてであります。

まず、「議第130号 指定管理者の指定について」は、別府市市民ホールの管理を、株式会社コンベンションリンケージと株式会社テイクファイブ及び株式会社メンテナンスから構成されるビーコンプラザ共同事業体に行わせようとするものとの説明がなされ、委員からの、次期指定管理料が今期より増額している理由についての質疑に対し、当局から、次期指定管理期間中にビーコンプラザのつり天井改修等の大規模改修が予定されていることから、休館中の収益を補填するためであるとの答弁がなされました。

この答弁に対し、さらに別の委員から、全館休館の予定があるのかとの質疑がなされ、当局から、全館ではなく部分的に改修を進めることで全館休館はしない旨の答弁がなされた次第であります。

次に、「議第131号 指定管理者の指定について」は、別府市的ヶ浜駐車場の管理を、株式会社ビー・フロントサービスに行わせようとするものとの説明がなされました。

続きまして、「議第132号」から「議第134号」までの指定管理者の指定については、温泉課所管の温泉施設について、指定管理を行わせる団体や選定経過等に関し、当局から詳細な説明がなされ、委員から、各温泉施設の利用料金等を含む収支報告書をしっかりと精査し、運営状況の把握に努めるよう意見がなされました。

次に、「議第135号 指定管理者の指定について」は、別府市竹細工伝統産業会館の管理を、合同会社竹細工伝統産業会館共同事業体に行わせようとするものとの説明がなされました。

最後に、「議第139号 公共下水道事業の事務の委託について」は、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務規約により大分市に委託することについて説明がなされた次第であります。

以上、7件のその他議案の採決におきましては、いずれの議案も当局の説明を了とし全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。